



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月25日金曜日 第2759号

## ◇ 目 次 ◇

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... (人事課) ... 191

## 規 則

愛媛県水防信号規則の一部を改正する規則..... (河川課) ... 233

## 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 233

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4件)..... ( " ) ... 234

農業委員会ネットワーク機構の指定..... (農政課) ... 236

農用地利用配分計画の認可申請..... (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 236

農用地利用配分計画の認可..... ( " ) ... 236

解除予定保安林..... (森林整備課) ... 236

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 236

水防法の規定による車馬の標識の一部改正..... (河川課) ... 236

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防課) ... 237

土砂災害警戒区域の指定..... ( " ) ... 237

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... ( " ) ... 237

土砂災害警戒区域の指定..... ( " ) ... 238

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... ( " ) ... 239

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(3件)..... (都市計画課) ... 241

愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表..... ( " ) ... 242

都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)..... (都市整備課) ... 242

県立都市公園の区域の変更..... ( " ) ... 242

宅地建物取引業者の免許の取消し..... (建築住宅課) ... 242

道路の区域変更(県道中山砥部線)..... (中予地方局管理課) ... 243

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 243

開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 243

道路の区域変更(県道美川川内線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 243

道路の区域変更(県道野村柳谷線)..... ( " ) ... 244

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 244

介護員養成研修事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 244

指定障害福祉サービス事業者の指定..... ( " ) ... 244

土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 244

土地改良区の定款変更の認可..... ( " ) ... 245

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 245

道路の区域変更(県道広見吉田線)..... ( " ) ... 245

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 246

道路の供用開始(県道無月宇和島線)..... ( " ) ... 246

指定道路の指定..... (南予地方局建築指導課) ... 246

道路の供用開始(県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 246

道路の区域変更(県道野村柳谷線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 246

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 247

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 247

## 教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定の解除..... (文化財保護課) ... 247

## 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 248

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 249

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 251  
 教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 252  
 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 253  
 地域手当に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 254  
 平成27年勤告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則..... ( " ) ... 254

条 例

○愛媛県条例第1号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

( 職員の給与に関する条例の一部改正 )

第1条 職員の給与に関する条例( 昭和26年愛媛県条例第57号 )の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 初任給調整手当 )</p> <p><b>第18条の4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日( 第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日 ) から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額413,300円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職( 前号に掲げる職を除く。 ) で人事委員会規則で定めるもの 月額50,500円</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額30,300円</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在( 退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。 ) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85( 特定</p>	<p>( 初任給調整手当 )</p> <p><b>第18条の4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日( 第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日 ) から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額412,200円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職( 前号に掲げる職を除く。 ) で人事委員会規則で定めるもの 月額50,300円</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額30,200円</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在( 退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。 ) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75( 特定</p>

幹部職員にあつては、100分の105 ) を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40 ( 特定幹部職員にあつては、100分の50 ) を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 省略

**附 則**

- 18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.85 ( 特定幹部職員にあつては、100分の1.05 ) を乗じて得た額 ( 最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85 ( 特定幹部職員にあつては、100分の105 ) を乗じて得た額 ) の総額に相当する額を減じた額とする。

幹部職員にあつては、100分の95 ) を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35 ( 特定幹部職員にあつては、100分の45 ) を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 省略

**附 則**

- 18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.75 ( 特定幹部職員にあつては、100分の0.95 ) を乗じて得た額 ( 最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75 ( 特定幹部職員にあつては、100分の95 ) を乗じて得た額 ) の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,590	190,865	227,192	260,809	287,201	318,109	362,564	408,324	458,800
	2	141,694	192,672	228,798	262,816	289,409	320,317	365,173	410,732	461,911
	3	142,898	194,478	230,303	264,622	291,717	322,625	367,682	413,241	464,921
	4	144,002	196,284	231,908	266,730	293,925	324,832	370,291	415,649	467,932
	5	145,106	197,890	233,414	268,636	295,932	327,141	372,398	417,556	470,942
	6	146,209	199,696	235,120	270,543	298,240	329,148	374,907	419,864	473,953
	7	147,313	201,502	236,625	272,550	300,548	331,355	377,215	421,971	476,963
	8	148,417	203,309	238,230	274,657	302,856	333,563	379,724	424,179	480,074
	9	149,521	205,015	239,736	276,765	304,963	335,670	382,233	426,186	482,783
	10	150,926	206,821	241,241	278,772	307,271	337,878	384,942	428,293	485,894
	11	152,230	208,627	242,847	280,879	309,479	339,985	387,551	430,401	488,905
	12	153,535	210,433	244,352	282,987	311,787	342,193	390,261	432,508	492,016
	13	154,840	211,838	245,857	284,994	313,995	344,200	392,669	434,214	494,725
	14	156,345	213,645	247,362	287,101	316,102	346,207	394,977	436,020	497,033
	15	157,850	215,351	248,767	289,108	318,310	348,314	397,185	438,027	499,341
	16	159,456	217,157	250,172	291,215	320,417	350,321	399,593	440,034	501,649
	17	160,760	218,863	251,677	293,222	322,524	352,228	401,400	441,941	503,757
	18	162,265	220,569	253,484	295,229	324,531	354,235	403,407	443,747	505,161
	19	163,771	222,174	255,190	297,337	326,639	356,041	405,313	445,554	506,667
	20	165,276	223,780	256,996	299,344	328,646	357,948	407,119	447,259	508,072
	21	166,681	225,285	258,702	301,451	330,653	359,955	409,026	449,066	509,276
	22	169,390	226,991	260,508	303,558	332,760	361,862	410,832	450,571	510,681
	23	171,999	228,597	262,314	305,565	334,767	363,869	412,639	451,976	512,186
	24	174,609	230,202	264,020	307,673	336,874	365,775	414,545	453,481	513,691
	25	177,318	231,607	266,027	309,479	338,480	367,782	416,352	454,886	514,795
	26	179,024	233,113	267,934	311,586	340,387	369,689	417,857	456,191	515,899
	27	180,730	234,618	269,740	313,694	342,293	371,696	419,362	457,495	517,103
	28	182,436	235,922	271,647	315,701	344,200	373,703	420,968	458,699	518,307
	29	183,941	237,227	273,353	317,708	345,906	375,208	422,573	459,703	519,311
	30	185,747	238,431	275,260	319,715	347,813	377,014	423,878	460,405	520,214
	31	187,554	239,535	277,166	321,822	349,719	378,821	425,182	461,208	521,117
	32	189,260	240,739	278,973	323,929	351,526	380,426	426,387	461,911	522,020

	33	190,865	242,044	280,678	325,435	353,432	382,233	427,591	462,613	522,823
	34	192,370	243,348	282,585	327,442	355,239	383,638	428,895	463,416	523,726
	35	193,876	244,552	284,391	329,348	357,045	385,143	430,200	464,118	524,429
	36	195,381	245,857	286,298	331,456	358,751	386,748	431,404	464,720	524,930
	37	196,686	246,861	288,004	333,362	360,156	388,153	432,608	465,222	525,633
	38	197,990	248,265	289,710	335,269	361,460	389,358	433,411	465,824	526,235
	39	199,295	249,771	291,516	337,276	362,865	390,562	434,214	466,426	527,038
	40	200,599	251,276	293,323	339,183	364,270	391,666	435,017	467,028	527,640
	41	201,904	252,681	295,029	341,089	365,575	392,769	435,619	467,530	528,142
	42	203,208	254,086	296,734	342,996	366,478	393,974	436,321	468,032	
	43	204,513	255,491	298,440	344,802	367,582	395,178	437,024	468,433	
	44	205,817	256,896	300,046	346,709	368,685	396,282	437,726	468,734	
	45	207,022	258,100	301,752	348,214	369,488	396,984	438,529	469,035	
	46	208,326	259,404	303,458	349,619	370,391	397,687	439,332		
	47	209,631	260,809	305,064	351,124	371,295	398,389	439,733		
	48	210,935	262,214	306,769	352,629	372,198	399,091	440,436		
	49	212,039	263,519	307,974	354,235	373,101	399,694	440,937		
再任 用職 員以 外の 職員	50	213,143	264,622	309,479	355,038	373,904	400,296	441,339		
	51	214,146	265,927	310,984	356,242	374,706	400,797	441,740		
	52	215,250	267,232	312,590	357,246	375,509	401,199	442,142		
	53	216,354	268,335	314,195	358,149	376,212	401,600	442,543		
	54	217,358	269,439	315,801	359,253	376,914	401,901	442,944		
	55	218,261	270,744	317,407	360,156	377,617	402,202	443,346		
	56	219,264	272,048	318,912	361,260	378,319	402,503	443,647		
	57	219,967	273,152	320,417	362,163	378,821	402,804	443,948		
	58	220,870	274,156	321,621	362,865	379,423	403,105	444,349		
	59	221,773	275,260	322,825	363,568	380,025	403,407	444,650		
	60	222,676	276,363	324,030	364,270	380,727	403,708	444,951		
	61	223,379	277,568	324,732	364,671	381,129	404,009	445,252		
	62	224,382	278,571	325,635	365,274	381,831	404,310			
	63	225,285	279,474	326,438	365,976	382,433	404,611			
	64	226,188	280,478	327,241	366,678	383,035	404,912			
	65	226,891	281,281	328,144	366,979	383,437	405,213			
	66	227,794	282,184	328,545	367,682	384,039	405,514			
	67	228,697	282,886	329,248	368,384	384,641	405,815			
	68	229,801	283,789	330,051	369,087	385,243	406,116			
	69	230,604	284,793	330,853	369,388	385,645	406,317			

70	231,306	285,596	331,556	369,990	386,146	406,618
71	232,009	286,398	332,258	370,692	386,648	406,919
72	232,812	287,201	332,961	371,295	387,250	407,220
73	233,614	288,004	333,463	371,596	387,551	407,421
74	234,317	288,506	334,065	372,198	387,953	407,722
75	235,019	288,907	334,566	372,900	388,354	408,023
76	235,722	289,409	335,169	373,502	388,755	408,223
77	236,424	289,509	335,470	373,904	389,056	408,424
78	237,227	289,911	335,971	374,405	389,358	408,725
79	238,030	290,111	336,373	375,007	389,659	409,026
80	238,833	290,513	336,874	375,509	389,960	409,227
81	239,535	290,713	337,276	376,011	390,160	409,428
82	240,237	290,914	337,778	376,613	390,461	409,729
83	240,940	291,316	338,279	377,115	390,762	410,030
84	241,642	291,617	338,781	377,416	390,963	410,230
85	242,345	291,918	339,082	377,817	391,164	410,431
86	243,047	292,219	339,484	378,319	391,465	
87	243,750	292,520	339,985	378,720	391,766	
88	244,452	292,921	340,387	379,122	391,967	
89	245,155	293,222	340,688	379,523	392,167	
90	245,656	293,624	341,089	380,025	392,468	
91	246,158	293,925	341,591	380,426	392,769	
92	246,660	294,326	341,992	380,828	392,970	
93	246,961	294,426	342,193	381,129	393,171	
94		294,627	342,594			
95		295,029	343,096			
96		295,430	343,498			
97		295,631	343,598			
98		295,932	344,100			
99		296,333	344,501			
100		296,734	344,802			
101		296,935	345,103			
102		297,236	345,505			
103		297,638	345,906			
104		297,939	346,307			
105		298,139	346,809			
106		298,440	347,211			

	107		298,842	347,612						
	108		299,143	348,013						
	109		299,344	348,515						
	110		299,745	348,916						
	111		300,146	349,218						
	112		300,447	349,519						
	113		300,548	350,020						
	114		300,849							
	115		301,150							
	116		301,551							
	117		301,752							
	118		301,953							
	119		302,254							
	120		302,555							
	121		302,956							
	122		303,157							
	123		303,458							
	124		303,759							
	125		304,060							
再任用職員		187,152	214,749	254,889	274,356	289,509	314,998	356,844	390,060	441,339

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,771	179,425	206,118	246,158	290,412	317,407	346,307	381,530	423,075
	2	165,477	181,232	208,125	247,964	292,620	319,614	348,515	383,738	424,881
	3	167,283	183,038	210,132	249,771	294,727	321,922	350,823	385,845	426,788
	4	168,989	184,844	212,139	251,577	297,036	324,130	353,031	387,953	428,695
	5	170,494	186,751	214,146	253,283	298,942	326,438	355,138	389,859	430,100
	6	172,401	189,059	216,153	255,089	301,150	328,646	357,246	391,866	431,806
	7	174,207	191,367	218,160	256,695	303,358	330,954	359,453	393,673	433,411
	8	176,114	193,675	220,067	258,401	305,565	333,262	361,661	395,479	434,916
	9	177,820	195,883	222,174	259,806	307,572	335,169	363,568	397,285	436,522
	10	179,526	198,492	223,981	261,411	309,780	337,477	365,775	399,292	438,228
	11	181,232	201,001	225,787	262,716	312,088	339,684	367,883	401,299	439,834
	12	182,938	203,509	227,593	264,121	314,296	341,992	370,090	403,407	441,439
	13	184,844	205,918	229,500	265,726	316,403	344,100	372,298	405,112	442,543
	14	186,952	207,724	231,407	267,131	318,711	346,207	374,405	407,220	444,149
	15	189,059	209,530	233,313	268,235	320,919	348,415	376,613	409,227	445,955
	16	191,166	211,337	235,220	269,540	323,227	350,522	378,720	411,334	447,761
	17	193,374	213,243	236,826	270,643	325,134	352,730	380,527	413,040	449,367
	18	195,782	215,150	238,632	272,048	327,442	354,737	382,534	414,746	451,173
	19	198,191	217,057	240,438	273,453	329,549	356,844	384,440	416,452	452,979
	20	200,599	218,863	242,244	274,959	331,857	358,951	386,447	418,058	454,685
	21	203,108	220,569	243,850	276,263	333,964	361,059	388,254	419,764	456,291
	22	204,914	222,375	245,255	277,668	335,971	363,066	390,361	421,369	457,997
	23	206,721	224,181	246,459	279,173	338,079	365,073	392,468	422,774	459,603
	24	208,527	225,988	247,764	280,678	340,086	367,180	394,475	424,279	461,409
	25	210,433	227,694	249,068	281,883	342,093	369,087	396,181	425,584	462,914
	26	212,240	229,400	250,373	283,890	344,200	371,094	398,188	426,989	464,319
	27	214,046	231,106	251,677	285,897	346,207	373,101	400,296	428,494	465,824
	28	215,752	232,812	252,882	287,904	348,214	375,108	402,403	430,100	467,129
	29	217,659	234,216	254,086	289,911	350,422	377,014	403,908	431,404	468,333
	30	219,465	236,023	255,190	291,918	352,529	379,122	405,715	433,110	469,035
	31	221,271	237,829	256,494	293,824	354,536	381,229	407,421	434,816	469,738
	32	223,078	239,635	257,598	295,731	356,643	383,236	409,126	436,422	470,440

	33	224,784	241,040	258,501	297,537	358,349	385,143	410,832	437,827	470,942
	34	226,489	242,545	259,705	299,344	360,356	387,250	412,338	439,533	471,745
	35	228,195	243,850	260,809	301,250	362,263	389,358	413,943	441,238	472,447
	36	229,901	245,255	262,013	303,157	364,370	391,264	415,449	442,844	473,049
	37	231,306	246,559	263,017	304,963	366,277	392,970	416,753	444,249	473,350
	38	233,113	247,864	264,221	306,870	368,384	394,475	418,258	444,951	473,953
	39	234,919	249,068	265,325	308,776	370,391	395,780	419,764	445,654	474,454
	40	236,725	250,272	266,328	310,583	372,398	397,185	421,269	446,356	474,956
	41	238,130	251,477	267,533	312,489	374,405	398,389	422,774	446,758	475,458
	42	239,535	252,681	269,038	314,296	376,513	399,493	424,079	447,360	475,859
	43	240,840	253,785	270,342	316,202	378,620	400,496	425,383	448,062	476,261
	44	242,044	254,889	271,547	318,109	380,627	401,500	426,587	448,664	476,662
	45	243,348	255,992	272,751	319,915	382,333	402,704	427,591	449,467	476,963
	46	244,452	257,096	274,256	321,822	384,039	403,908	428,293	450,170	
	47	245,456	258,200	275,862	323,729	385,645	405,012	429,096	450,671	
	48	246,359	259,404	277,467	325,535	387,351	406,216	429,899	451,173	
	49	247,262	260,408	279,274	327,141	388,755	407,521	430,401	451,675	
再任 用職 員以 外の 職員	50	248,366	261,612	280,980	328,746	389,759	408,324	430,802	451,976	
	51	249,570	262,716	282,685	330,352	390,762	409,126	431,203	452,277	
	52	250,674	263,820	284,291	332,058	391,766	409,829	431,505	452,678	
	53	251,677	265,024	285,796	333,764	393,070	410,331	431,806	453,080	
	54	252,882	266,128	287,603	335,470	394,174	411,033	432,207	453,280	
	55	253,885	267,533	289,309	337,276	395,278	411,736	432,508	453,582	
	56	255,089	268,737	291,115	339,082	396,482	412,338	432,809	453,782	
	57	256,193	269,841	292,720	340,286	397,787	413,040	433,110	454,184	
	58	257,197	271,446	294,426	341,992	398,590	413,442	433,411	454,384	
	59	257,999	272,952	296,233	343,598	399,393	414,044	433,712	454,585	
	60	259,003	274,557	298,039	345,204	400,095	414,646	434,013	454,786	
	61	260,107	276,163	299,544	346,809	400,597	415,047	434,314	455,187	
	62	261,211	277,768	301,351	348,515	401,299	415,649	434,615		
	63	262,314	279,374	303,157	350,221	402,002	416,151	434,916		
	64	263,318	280,980	304,863	351,927	402,704	416,653	435,217		
	65	264,422	282,485	306,368	353,533	403,005	417,154	435,519		
	66	265,626	283,890	308,074	355,138	403,708	417,757	435,820		
	67	266,931	285,395	309,680	356,744	404,410	418,158	436,121		
	68	268,235	286,900	311,386	358,349	405,012	418,660	436,422		
	69	269,439	288,506	312,991	359,554	405,414	419,061	436,622		

70	270,844	290,011	314,396	360,958	405,915	419,362	436,923
71	272,249	291,617	315,901	362,263	406,517	419,663	437,224
72	273,654	293,222	317,407	363,668	407,019	419,964	437,526
73	274,959	294,527	318,410	364,872	407,521	420,265	437,726
74	276,363	295,932	320,016	366,076	407,922	420,566	438,027
75	277,768	297,437	321,521	367,381	408,424	420,867	438,328
76	279,073	298,942	323,227	368,685	408,926	421,168	438,629
77	280,277	300,046	325,033	369,990	409,428	421,369	438,830
78	281,481	301,551	326,739	371,194	409,929	421,670	439,131
79	282,685	302,956	328,345	372,398	410,531	421,971	439,432
80	283,789	304,461	329,950	373,603	411,033	422,272	439,733
81	285,094	305,967	331,656	374,807	411,435	422,473	439,934
82	286,298	307,372	333,362	376,011	412,037	422,774	440,235
83	287,603	308,676	334,968	377,115	412,538	423,075	440,536
84	288,907	310,081	336,674	378,319	412,739	423,276	440,837
85	290,111	311,285	338,079	379,423	413,040	423,477	441,038
86	291,316	312,790	339,584	380,025	413,542	423,778	
87	292,520	314,095	341,089	380,527	413,843	424,079	
88	293,724	315,600	342,594	381,129	414,144	424,279	
89	294,828	317,106	343,899	381,731	414,445	424,480	
90	296,032	318,611	345,103	382,333	414,846	424,781	
91	297,136	320,016	346,408	382,935	415,248	425,082	
92	298,340	321,521	347,712	383,537	415,649	425,283	
93	299,143	322,825	349,117	383,838	415,950	425,484	
94	300,447	324,130	350,622	384,340			
95	301,551	325,535	352,128	384,942			
96	302,856	326,839	353,633	385,444			
97	303,960	328,044	354,937	385,845			
98	305,164	329,348	356,142	386,247			
99	306,368	330,653	357,246	386,849			
100	307,572	331,957	358,450	387,351			
101	308,776	333,362	359,554	387,752			
102	309,780	334,265	360,657	388,254			
103	310,884	335,369	361,761	388,856			
104	311,887	336,573	362,965	389,358			
105	312,690	337,677	364,170	389,659			
106	313,292	338,781	364,671	390,060			

107	313,894	339,785	365,274	390,562					
108	314,597	340,888	365,876	390,863					
109	315,099	342,093	366,478	391,164					
110	315,600	343,096	366,979	391,666					
111	316,102	344,100	367,481	392,167					
112	316,704	345,003	367,983	392,669					
113	317,507	345,906	368,384	392,970					
114	318,209	346,809	368,786	393,472					
115	318,912	347,813	369,388	393,974					
116	319,614	348,816	369,890	394,475					
117	320,216	349,820	370,291	394,776					
118	321,019	350,321	370,793	395,278					
119	321,722	350,923	371,395	395,780					
120	322,524	351,526	371,897	396,282					
121	323,127	351,827	371,997	396,683					
122	323,428	352,228	372,599	397,185					
123	323,929	352,730	373,101	397,586					
124	324,431	353,131	373,502	398,088					
125	324,732	353,533	374,004	398,489					
126		353,934	374,506						
127		354,436	375,007						
128		354,837	375,509						
129		355,239	375,810						
130			376,312						
131			376,814						
132			377,316						
133			377,617						
134			378,118						
135			378,520						
136			378,921						
137			379,222						
138			379,724						
139			380,226						
140			380,727						
141			381,028						
再任用職員	241,141	252,882	256,996	288,405	304,963	319,113	342,795	378,018	409,729

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,690	190,464	277,367	329,649	388,454
	2	141,794	193,073	279,775	331,857	391,365
	3	142,998	195,481	282,184	334,065	394,174
	4	144,102	197,890	284,692	336,172	396,984
	5	145,206	200,398	287,001	338,079	399,292
	6	146,511	202,707	289,208	340,186	402,002
	7	147,815	205,015	291,316	342,293	404,711
	8	149,120	207,222	293,323	344,401	407,421
	9	150,223	209,330	295,530	346,307	410,030
	10	151,929	211,638	298,240	348,314	412,639
	11	153,535	214,046	300,849	350,422	415,348
	12	155,141	216,354	303,659	352,429	418,158
	13	156,646	218,562	306,067	354,536	420,767
	14	158,553	220,970	308,676	356,443	423,477
	15	160,459	223,379	311,285	358,349	426,286
	16	162,466	225,787	314,095	360,256	428,996
	17	164,272	228,095	316,704	362,163	431,505
	18	166,480	230,905	318,912	364,069	434,114
	19	168,688	233,815	321,120	365,976	436,622
	20	170,795	236,725	323,327	367,983	439,231
	21	173,003	239,234	325,635	369,589	441,740
	22	175,411	241,943	327,642	371,596	444,349
	23	177,719	244,452	329,649	373,502	446,958
	24	180,027	247,162	331,757	375,409	449,467
	25	182,135	249,871	333,864	377,014	451,675
	26	184,342	252,279	335,771	378,720	453,983
	27	186,450	254,587	337,577	380,627	456,492
	28	188,557	256,896	339,484	382,534	459,000
	29	190,564	259,605	341,491	384,340	461,509
	30	192,370	261,813	343,197	386,247	464,018
	31	194,177	263,719	344,802	388,153	466,527
	32	195,883	265,827	346,508	390,060	469,035

	33	197,689	267,733	347,913	391,666	471,343
	34	199,596	269,740	349,318	393,472	473,752
	35	201,502	271,848	350,823	395,077	476,160
	36	203,409	273,855	352,328	396,884	478,669
	37	205,115	275,761	353,633	398,088	481,077
	38	207,022	277,267	355,038	399,593	483,586
	39	208,928	278,671	356,443	400,998	485,995
	40	210,835	280,177	357,848	402,403	488,503
	41	212,742	281,582	358,751	403,808	490,811
	42	214,648	282,685	359,855	405,112	493,019
	43	216,555	283,689	361,059	406,618	495,227
	44	218,461	284,692	362,163	408,223	497,434
	45	220,167	285,495	363,367	409,628	499,140
	46	222,074	286,699	364,571	410,832	500,646
	47	223,880	288,004	365,876	412,438	502,251
	48	225,687	289,208	366,979	414,044	503,757
再任 用職 員以 外の 職員	49	227,393	290,613	368,083	415,348	505,462
	50	229,199	291,918	369,388	416,753	506,867
	51	230,905	293,022	370,692	418,258	508,272
	52	232,611	294,226	371,997	419,663	509,778
	53	234,116	295,430	372,699	421,068	510,881
	54	235,922	296,634	373,703	422,473	512,086
	55	237,628	297,939	374,606	423,878	513,290
	56	239,234	299,143	375,610	425,283	514,494
	57	240,739	300,247	376,412	426,387	515,397
	58	241,943	301,451	377,215	427,691	516,401
	59	243,047	302,655	377,918	429,096	517,404
	60	244,151	303,859	378,620	430,401	518,408
	61	245,355	304,863	379,222	431,203	519,511
	62	246,459	305,967	379,925	432,107	520,415
	63	247,463	307,071	380,828	433,110	521,117
	64	248,566	308,174	381,731	434,013	521,820
	65	249,771	309,178	382,333	434,916	522,622
	66	250,875	310,282	383,136	435,719	523,425
	67	251,978	311,386	383,939	436,321	524,228
	68	252,982	312,389	384,741	437,124	525,031

69	253,985	313,493	385,344	437,526	525,733
70	255,390	314,496	386,046	438,128	526,536
71	256,896	315,600	386,748	438,629	527,339
72	258,300	316,704	387,451	439,131	528,142
73	259,705	317,507	388,153	439,633	528,844
74	261,110	318,510	388,755		
75	262,515	319,614	389,358		
76	263,820	320,718	390,060		
77	264,924	321,822	390,762		
78	266,128	322,825	391,365		
79	267,432	323,729	391,967		
80	268,636	324,632	392,569		
81	270,041	325,736	393,171		
82	271,346	326,538	393,773		
83	272,650	327,241	394,375		
84	273,855	328,044	394,977		
85	275,059	328,545	395,479		
86	276,163	329,047	395,981		
87	277,467	329,549	396,482		
88	278,671	330,051	397,185		
89	279,675	330,352	397,586		
90	280,879	330,853			
91	282,083	331,355			
92	283,288	331,857			
93	284,291	332,158			
94	285,295	332,559			
95	286,298	333,061			
96	287,302	333,563			
97	287,904	334,065			
98	288,807	334,566			
99	289,509	335,068			
100	290,412	335,570			
101	291,316	336,072			
102	292,018	336,573			
103	292,720	337,075			
104	293,423	337,577			

	105	294 ,125	338 ,079			
	106	294 ,627	338 ,480			
	107	295 ,129	338 ,982			
	108	295 ,631	339 ,383			
	109	295 ,831	339 ,885			
	110	296 ,233	340 ,286			
	111	296 ,534	340 ,788			
	112	296 ,835	341 ,190			
	113	297 ,136	341 ,691			
	114	297 ,437	342 ,093			
	115	297 ,738	342 ,594			
	116	298 ,039	342 ,996			
	117	298 ,340	343 ,498			
	118	298 ,741	343 ,899			
	119	299 ,043	344 ,300			
	120	299 ,444	344 ,702			
	121	299 ,745	345 ,103			
再任 用職 員		217 ,057	258 ,401	283 ,288	325 ,836	384 ,541

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第4 (第3条関係)

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	244,151	329,750	395,680	471,745
	2	246,660	332,760	398,590	474,053
	3	249,169	335,670	401,500	476,261
	4	251,677	338,781	404,410	478,569
	5	253,985	341,491	407,119	480,877
	6	257,799	344,802	409,829	483,084
	7	261,612	348,013	412,639	485,292
	8	265,425	351,124	415,449	487,500
	9	269,038	354,135	418,058	489,507
	10	273,052	357,145	420,767	491,614
	11	277,066	360,256	423,477	493,722
	12	281,080	363,467	426,186	495,829
	13	284,893	366,578	428,695	497,936
	14	288,907	370,191	431,203	500,044
	15	292,821	373,603	433,612	502,151
	16	296,734	377,316	436,121	504,258
	17	300,548	380,928	438,328	506,366
	18	304,160	383,638	440,737	508,373
	19	307,673	386,447	443,145	510,380
	20	311,285	389,257	445,554	512,387
	21	314,898	392,167	447,561	514,193
	22	318,611	394,776	449,969	515,999
	23	322,123	397,386	452,377	517,906
	24	325,836	399,995	454,685	519,813
	25	329,348	402,303	456,893	521,518
	26	332,158	404,611	459,201	523,325
	27	334,867	406,919	461,409	525,131
	28	337,477	409,227	463,717	526,937
	29	340,286	411,635	465,925	528,844
	30	342,594	413,743	468,233	530,650
	31	344,802	415,750	470,541	532,457
	32	347,211	417,857	472,748	534,263

	33	349,619	419,964	474,755	535,869
	34	352,027	421,971	476,863	537,675
	35	354,335	423,978	478,970	539,381
	36	356,844	425,985	481,077	541,187
	37	359,253	428,093	483,185	542,793
	38	361,661	430,100	484,991	544,398
	39	364,069	432,107	486,797	545,803
	40	366,478	434,114	488,604	547,409
	41	368,786	436,121	490,310	548,914
	42	370,191	437,927	492,116	550,319
	43	371,696	439,633	493,922	551,724
	44	373,201	441,439	495,729	553,028
	45	374,706	443,346	497,334	554,233
	46	376,111	445,152	499,040	555,236
	47	377,617	446,958	500,846	556,240
	48	379,122	448,664	502,653	557,243
再任 用職 員以 外の 職員	49	380,426	450,471	504,258	558,247
	50	381,430	452,177	505,563	559,150
	51	382,433	453,983	506,867	560,053
	52	383,437	455,789	508,172	560,956
	53	384,440	457,696	509,476	561,759
	54	385,344	458,900	510,781	562,662
	55	386,247	460,104	512,086	563,565
	56	387,150	461,308	513,390	564,468
	57	388,153	462,513	514,394	565,371
	58	389,056	463,516	515,196	566,275
	59	389,859	464,520	515,999	567,178
	60	390,662	465,523	516,802	567,880
	61	391,465	466,326	517,705	568,783
	62	391,967	467,028	518,508	569,686
	63	392,368	467,731	519,411	570,590
	64	392,870	468,433	520,214	571,493
	65	393,171	469,136	521,117	572,396
	66		469,838	522,020	
	67		470,541	522,723	
	68		471,243	523,626	

69			471,745	524,529	
70			472,447	525,332	
71			473,150	526,235	
72			473,852	527,138	
73			474,254	527,941	
74			474,856	528,844	
75			475,558	529,747	
76			476,261	530,450	
77			476,662	531,252	
78			477,264	532,156	
79			477,866	533,059	
80			478,368	533,962	
81			478,970	534,765	
82			479,472	535,668	
83			479,974	536,571	
84			480,475	537,474	
85			480,877	538,277	
86			481,479	539,180	
87			481,880	540,083	
88			482,382	540,986	
89			482,884	541,789	
90			483,486		
91			484,088		
92			484,489		
93			484,991		
94			485,593		
95			486,195		
96			486,797		
97			487,299		
再任用職員		296,032	338,580	393,171	466,426

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,507	183,540	218,963	245,255	278,069	326,037	371,194
	2	146,912	185,145	220,569	246,660	280,076	328,044	373,904
	3	148,317	186,751	222,174	247,864	282,284	330,251	376,513
	4	149,722	188,356	223,780	249,269	284,492	332,459	379,222
	5	150,926	189,862	225,185	250,473	286,699	334,466	381,631
	6	152,732	191,467	226,791	251,677	288,807	336,674	384,340
	7	154,438	193,073	228,296	252,882	290,914	338,781	386,949
	8	156,144	194,578	229,901	254,186	293,122	340,989	389,659
	9	157,850	196,184	231,206	255,491	295,129	342,996	391,766
	10	159,556	197,890	232,711	256,494	297,337	345,103	394,074
	11	161,262	199,495	234,116	257,598	299,444	347,311	396,282
	12	163,068	201,201	235,421	258,601	301,652	349,418	398,489
	13	164,574	202,807	237,127	259,906	303,859	351,124	400,597
	14	166,480	204,412	238,531	261,512	305,866	353,131	402,604
	15	168,487	206,018	239,736	263,117	307,974	355,038	404,611
	16	170,394	207,624	241,141	264,622	309,981	357,045	406,718
	17	172,300	209,129	242,345	266,228	312,188	358,951	408,524
	18	174,207	210,735	243,549	268,034	314,195	360,958	410,531
	19	176,013	212,440	244,753	269,841	316,303	362,965	412,438
	20	177,920	214,146	246,058	271,747	318,410	364,972	414,545
	21	179,827	215,451	247,463	273,554	320,317	366,779	416,352
	22	181,332	216,956	248,466	275,360	322,324	368,786	417,957
	23	182,837	218,361	249,570	277,166	324,230	370,893	419,563
	24	184,342	219,866	250,674	278,973	326,237	373,000	421,068
	25	185,948	221,271	251,878	280,779	328,244	374,405	422,573
	26	187,453	222,676	253,383	282,685	330,151	376,212	423,878
	27	188,959	223,981	254,788	284,592	332,158	378,018	425,182
	28	190,363	225,285	256,293	286,398	334,165	379,724	426,487
	29	191,869	226,690	257,799	288,405	335,771	381,530	427,792
	30	193,173	228,095	259,505	290,312	337,577	383,035	428,996
	31	194,478	229,600	261,211	292,118	339,283	384,641	430,200
	32	195,782	231,005	262,917	294,025	341,089	386,347	431,304
	33	197,187	232,410	264,422	295,831	342,795	387,652	432,508

	34	198,592	233,715	266,228	297,537	344,601	388,956	433,712
	35	199,997	234,819	267,934	299,344	346,508	390,261	434,916
	36	201,402	236,123	269,740	301,150	348,314	391,465	436,121
	37	202,506	237,528	271,246	302,655	350,121	392,569	437,425
	38	203,810	238,833	272,952	304,361	351,827	393,773	438,228
	39	205,115	240,037	274,657	306,067	353,432	394,877	438,629
	40	206,419	241,341	276,363	307,673	355,138	395,981	439,332
	41	207,624	242,646	278,069	309,479	356,342	396,783	439,834
	42	208,828	243,950	279,675	311,185	357,446	397,586	440,235
	43	210,032	245,155	281,381	312,790	358,650	398,389	440,636
	44	211,236	246,258	283,087	314,496	359,855	399,192	441,038
	45	212,440	247,463	284,692	315,701	361,059	399,593	441,439
	46	213,544	248,868	286,398	317,106	361,862	400,195	441,841
	47	214,548	250,373	288,104	318,611	363,066	400,697	442,242
	48	215,652	251,878	289,710	320,216	364,170	401,098	442,543
	49	216,655	253,484	291,115	321,621	365,173	401,500	442,844
再任 用職 員以 外の 職員	50	217,659	254,889	292,720	322,926	366,177	401,801	443,245
	51	218,562	256,293	294,226	324,130	367,180	402,102	443,547
	52	219,565	257,698	295,831	325,435	368,184	402,403	443,848
	53	220,268	258,802	297,236	326,538	368,986	402,704	444,149
	54	221,171	260,207	298,741	327,542	369,789	403,005	
	55	221,974	261,612	300,146	328,646	370,692	403,306	
	56	222,977	263,017	301,652	329,649	371,596	403,607	
	57	223,680	264,020	302,956	330,151	372,097	403,908	
	58	224,583	265,325	304,160	331,054	372,900	404,209	
	59	225,386	266,629	305,365	331,857	373,703	404,510	
	60	226,188	267,934	306,769	332,760	374,506	404,912	
	61	227,092	268,938	308,074	333,563	374,907	405,112	
	62	227,995	270,142	309,278	333,864	375,610	405,414	
	63	228,898	271,446	310,583	334,466	376,312	405,715	
	64	230,002	272,751	311,787	335,169	377,014	406,016	
	65	230,704	273,754	313,192	335,771	377,416	406,216	
	66	231,507	274,858	313,995	336,473	378,018		
	67	232,310	275,962	314,797	337,176	378,720		
	68	233,213	277,066	315,600	337,878	379,323		
	69	233,915	278,170	316,202	338,580	379,724		

70	234,618	279,173	316,905	339,082	380,226
71	235,320	280,277	317,607	339,684	380,727
72	236,023	281,381	318,209	340,286	381,229
73	236,725	282,284	318,912	340,587	381,831
74	237,528	282,987	319,113	341,190	382,333
75	238,331	283,488	319,715	341,691	382,935
76	239,134	284,291	320,317	342,293	383,537
77	239,736	285,094	320,919	342,795	384,039
78	240,338	285,696	321,421	343,297	384,541
79	240,940	286,298	321,922	343,799	385,042
80	241,542	286,900	322,424	344,200	385,544
81	241,943	287,603	323,026	344,501	385,845
82	242,345	288,104	323,528	344,802	386,347
83	242,746	288,506	323,929	345,204	386,748
84	243,148	288,907	324,431	345,505	387,150
85	243,549	289,108	324,933	346,006	387,551
86		289,309	325,334	346,307	
87		289,509	325,535	346,608	
88		289,710	325,936	346,909	
89		290,111	326,338	347,311	
90		290,312	326,739	347,612	
91		290,513	327,141	348,013	
92		290,713	327,542	348,314	
93		291,115	327,843	348,716	
94		291,316	328,044	349,017	
95		291,516	328,445	349,318	
96		291,817	328,746	349,619	
97		292,219	328,947	349,920	
98		292,520	329,248	350,321	
99		292,720	329,549	350,723	
100		293,022	329,850	351,124	
101		293,323	330,051	351,626	
102		293,523	330,352	352,027	
103		293,724	330,753	352,429	
104		294,025	330,954	352,830	
105		294,326	331,054	353,332	

	106			331,355				
	107			331,757				
	108			331,957				
	109			332,158				
	110			332,559				
	111			332,961				
	112			333,362				
	113			333,563				
再任用職員		188,156	214,849	243,148	256,594	281,883	322,725	365,073

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,954	186,550	235,120	258,200	283,990	329,348	374,205
	2	160,359	188,658	236,926	259,204	285,796	331,456	376,814
	3	161,864	190,765	238,732	260,107	287,703	333,563	379,523
	4	163,269	192,772	240,538	261,211	289,710	335,771	382,132
	5	164,774	194,879	241,943	262,114	291,516	337,978	384,340
	6	166,279	197,187	243,248	263,117	293,323	340,086	386,748
	7	167,785	199,495	244,452	263,920	295,229	342,293	389,056
	8	169,290	201,803	245,757	265,024	297,136	344,401	391,365
	9	170,595	204,212	246,861	266,128	299,043	346,107	393,372
	10	172,300	205,617	247,964	266,931	300,949	348,114	395,479
	11	173,906	207,022	248,868	268,135	302,755	350,020	397,687
	12	175,512	208,426	249,871	269,339	304,662	352,027	399,995
	13	177,017	209,831	251,176	270,643	306,368	354,034	401,901
	14	179,024	211,337	252,279	272,048	308,074	356,142	403,908
	15	181,031	212,842	253,082	273,253	309,880	358,249	406,116
	16	183,038	214,046	254,086	274,758	311,687	360,256	408,324
	17	185,246	215,451	254,989	276,163	313,593	362,263	410,331
	18	187,353	216,956	255,892	277,568	315,199	364,270	412,538
	19	189,460	218,461	256,896	278,872	316,905	366,377	414,746
	20	191,568	219,967	257,899	280,377	318,611	368,485	416,853
	21	193,675	221,372	258,802	281,983	320,116	370,191	418,760
	22	195,883	223,078	259,806	283,589	321,621	372,298	420,667
	23	198,090	224,784	260,809	285,094	323,227	374,405	422,473
	24	200,298	226,489	261,813	286,599	324,732	376,412	424,380
	25	202,305	227,894	263,017	287,904	326,438	378,419	426,086
	26	203,610	229,600	264,422	289,710	327,843	380,025	427,691
	27	204,914	231,306	265,626	291,516	329,348	381,932	429,397
	28	206,219	233,012	267,031	293,222	330,954	383,838	431,003
	29	207,423	234,618	268,335	294,828	332,359	385,645	432,307
	30	208,627	236,023	269,841	296,534	333,864	387,351	433,612
	31	209,932	237,327	271,446	298,139	335,269	389,257	435,217
	32	211,136	238,531	272,952	299,845	336,774	391,063	436,723
	33	212,440	239,836	274,557	301,351	338,380	392,769	438,429

34	213,745	240,940	276,062	302,856	339,885	394,475	440,034
35	215,050	241,843	277,367	304,461	341,491	396,282	441,439
36	216,354	242,947	278,772	306,067	342,996	397,988	442,844
37	217,759	244,051	280,377	307,572	344,702	399,593	443,948
38	219,164	245,155	281,782	308,977	346,307	401,299	445,252
39	220,569	246,058	283,288	310,583	347,813	403,105	446,557
40	221,974	247,162	284,692	312,188	349,418	404,912	447,962
41	222,977	247,964	286,298	313,794	350,622	406,417	448,965
42	224,382	248,868	287,904	315,199	352,128	407,922	449,668
43	225,787	249,771	289,409	316,604	353,633	409,428	450,471
44	227,192	250,774	291,015	318,109	355,038	410,732	451,073
45	228,396	251,677	292,419	319,213	356,643	411,836	451,976
46	229,801	252,681	293,824	320,618	357,647	412,940	452,678
47	231,106	253,684	295,330	322,023	359,152	414,044	453,481
48	232,410	254,688	296,835	323,528	360,457	415,248	454,284
49	233,514	255,691	298,139	324,632	361,862	416,552	454,986
50	234,618	256,896	299,444	326,037	363,267	417,656	455,689
51	235,621	258,100	300,849	327,341	364,571	418,860	456,391
52	236,725	259,404	302,254	328,646	365,976	419,964	457,194
53	237,829	260,608	303,759	330,051	367,481	421,168	457,997
54	238,933	262,114	305,064	331,456	368,685	422,172	458,800
55	239,936	263,519	306,468	332,860	369,789	423,276	459,502
56	240,940	265,024	307,873	334,165	370,993	424,380	460,205
57	241,943	266,629	308,977	335,068	372,097	425,484	461,007
58	242,947	268,235	310,181	336,373	373,000	425,985	
59	243,750	269,740	311,386	337,577	374,004	426,587	
60	244,753	271,346	312,790	338,881	375,007	426,989	
61	245,757	272,751	313,894	339,985	375,610	427,591	
62	246,760	274,256	315,199	340,888	376,412	428,093	
63	247,663	275,761	316,503	342,093	377,215	428,494	
64	248,667	277,166	317,708	343,397	378,018	428,996	
65	249,570	278,772	319,012	344,501	378,720	429,598	
66	250,573	280,277	320,317	345,705	379,423	429,999	
67	251,677	281,782	321,621	346,909	380,226	430,300	
68	252,681	283,288	322,926	348,013	380,928	430,601	
69	253,584	284,492	323,628	349,017	381,530	431,003	

再任 用職 員以 外の 職員	70	254,688	285,997	324,732	350,020	382,132
	71	255,892	287,502	325,836	351,124	382,835
	72	257,096	288,907	326,739	352,228	383,437
	73	258,501	290,111	328,044	353,031	384,139
	74	259,806	291,516	328,746	354,135	384,641
	75	261,110	292,921	329,850	355,239	385,243
	76	262,415	294,226	331,054	356,342	385,745
	77	263,418	295,731	332,158	357,045	386,146
	78	264,522	297,036	333,362	357,848	386,748
	79	265,827	298,240	334,466	358,650	387,250
	80	267,131	299,544	335,670	359,353	387,551
	81	268,235	300,347	336,774	359,955	387,852
	82	269,239	301,551	337,878	360,457	388,354
	83	270,342	302,655	338,881	361,059	388,755
	84	271,446	303,859	339,985	361,561	389,056
	85	272,349	304,963	340,888	362,163	389,358
	86	273,253	306,167	341,892	362,664	389,859
	87	274,356	307,372	342,795	363,267	390,361
	88	275,460	308,475	343,799	363,768	390,762
	89	276,464	309,780	344,802	364,170	391,063
90	277,367	310,984	345,605	364,571	391,465	
91	278,370	312,188	346,408	365,173	391,967	
92	279,374	313,393	347,211	365,675	392,368	
93	280,377	314,195	347,813	365,976	392,769	
94	281,381	314,898	348,415	366,478		
95	282,284	315,600	349,117	366,879		
96	283,288	316,202	349,719	367,180		
97	284,191	316,905	350,121	367,782		
98	284,994	317,206	350,522	368,284		
99	285,596	317,808	351,024	368,786		
100	286,499	318,510	351,425	369,288		
101	287,302	318,912	351,927	369,890		
102	288,104	319,514	352,328	370,391		
103	288,907	320,116	352,830	370,893		
104	289,710	320,718	353,232	371,295		
105	290,412	321,120	353,533	371,897		

106	290,914	321,621	354,034	372,398
107	291,416	322,123	354,436	372,900
108	291,918	322,625	354,737	373,402
109	292,118	323,026	355,239	374,004
110	292,419	323,428	355,740	374,405
111	292,620	323,729	356,242	374,907
112	293,022	324,030	356,744	375,409
113	293,323	324,431	357,246	376,011
114	293,523	324,832	357,747	
115	293,925	325,234	358,249	
116	294,226	325,535	358,650	
117	294,527	325,736	359,052	
118	294,828	326,037	359,453	
119	295,129	326,438	359,955	
120	295,530	326,639	360,457	
121	295,831	326,839	360,858	
122	296,233	327,141	361,360	
123	296,534	327,442	361,862	
124	296,935	327,743	362,363	
125	297,136	327,943	362,664	
126	297,337	328,244		
127	297,638	328,646		
128	298,039	328,846		
129	298,240	328,947		
130	298,541	329,248		
131	298,942	329,649		
132	299,344	329,850		
133	299,544	330,151		
134	299,845	330,552		
135	300,247	330,954		
136	300,548	331,355		
137	300,748	331,656		
138	301,050	332,058		
139	301,451	332,459		
140	301,752	332,860		
141	301,953	333,162		

142	302,354	333,563					
143	302,755	333,864					
144	303,057	334,265					
145	303,157	334,566					
146	303,458	334,968					
147	303,759	335,369					
148	304,160	335,771					
149	304,361	336,072					
150	304,562	336,473					
151	304,863	336,874					
152	305,164	337,276					
153	305,565	337,577					
154	305,766						
155	305,967						
156	306,268						
157	306,569						
158	306,870						
159	307,171						
160	307,472						
161	307,873						
162	308,174						
163	308,475						
164	308,776						
165	309,178						
166	309,479						
167	309,780						
168	310,081						
169	310,482						
再任用職員	234,718	255,089	262,314	272,550	288,907	326,137	370,692

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.8</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の80</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1.05</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

( 教育職員の給与に関する条例の一部改正 )

**第3条** 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.85を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.75を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1 (第4条関係)

## 中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,137	170,093	259,103	288,305	406,919
	2	155,642	172,200	261,612	290,914	408,424
	3	157,148	174,307	263,920	293,824	409,929
	4	158,653	176,515	266,328	296,433	411,435
	5	160,359	178,522	268,938	298,942	412,839
	6	162,265	180,730	271,346	301,351	414,244
	7	164,072	182,938	273,554	303,759	415,750
	8	165,878	185,145	275,761	306,167	417,355
	9	167,684	187,453	278,170	308,676	418,760
	10	169,792	190,263	280,478	311,386	420,165
	11	171,799	192,973	282,886	314,095	421,570
	12	173,806	195,682	285,194	317,005	422,874
	13	175,813	198,592	287,603	319,614	424,179
	14	178,020	200,298	289,710	321,621	425,584
	15	180,228	201,904	291,717	323,729	426,989
	16	182,436	203,610	293,724	326,037	428,394
	17	184,744	205,416	295,932	328,345	429,598
	18	187,353	207,122	298,541	330,552	430,902
	19	189,862	208,828	301,050	332,860	432,107
	20	192,370	210,433	303,759	335,068	433,411
	21	194,879	212,240	306,268	337,376	434,515
	22	196,585	214,146	308,877	339,584	435,719
	23	198,291	216,053	311,285	341,892	437,024
	24	199,997	217,960	313,995	344,200	438,328
	25	201,502	219,666	316,604	346,207	439,633
	26	203,108	221,673	318,912	348,013	440,837
	27	204,714	223,680	321,320	349,920	441,841
	28	206,219	225,687	323,628	351,827	442,944
	29	207,925	227,593	325,936	353,733	444,149
	30	209,631	230,303	327,943	355,540	444,951
	31	211,337	233,012	330,151	357,246	445,754
	32	213,043	235,722	332,359	359,152	446,657

33	214,548	238,331	334,466	360,858	447,561
34	216,254	241,141	336,573	362,564	448,062
35	217,960	243,750	338,681	364,270	448,564
36	219,666	246,459	340,688	366,076	449,066
37	221,171	248,968	342,795	367,983	449,568
38	222,877	251,477	344,702	369,488	
39	224,583	253,985	346,709	371,094	
40	226,289	256,394	348,615	372,699	
41	227,894	259,103	350,522	374,004	
42	229,600	261,512	352,328	375,409	
43	231,206	263,719	354,135	376,814	
44	232,812	265,927	355,841	378,319	
45	234,517	268,135	357,647	379,824	
46	236,023	270,342	359,353	381,430	
47	237,428	272,550	360,958	383,035	
48	238,833	274,657	362,564	384,541	
49	240,237	276,966	363,969	385,946	
50	241,642	278,973	365,474	387,451	
51	243,148	280,980	367,080	388,956	
52	244,352	282,987	368,685	390,361	
53	245,556	284,893	370,191	391,565	
54	246,961	287,402	371,696	392,870	
55	248,265	289,710	373,201	393,974	
56	249,470	292,219	374,706	395,077	
57	250,774	294,426	376,212	396,482	
58	251,978	296,935	377,617	397,687	
59	253,082	299,344	379,021	398,891	
60	254,286	302,053	380,326	400,195	
61	255,691	304,461	381,229	401,400	
62	256,996	306,870	382,433	402,403	
63	258,200	309,379	383,638	403,808	
64	259,204	311,787	384,741	405,112	
65	260,207	314,195	385,645	406,317	
66	261,612	316,403	386,849	407,421	
67	263,117	318,510	387,852	408,625	
68	264,622	320,718	388,956	409,729	

	69	266,228	323,026	390,160	410,732
	70	267,733	325,134	391,164	411,936
	71	269,239	327,341	392,268	413,140
	72	270,744	329,348	393,472	414,345
	73	271,948	331,556	394,475	414,947
	74	273,152	333,663	395,579	415,750
	75	274,457	335,871	396,683	416,452
	76	275,761	338,079	397,787	416,954
	77	277,166	339,885	398,690	417,255
	78	278,270	341,792	399,593	417,656
	79	279,474	343,698	400,597	418,058
	80	280,678	345,505	401,600	418,459
	81	281,983	347,311	402,403	418,760
	82	282,886	349,117	403,206	419,161
	83	284,090	350,823	403,908	419,563
	84	285,295	352,629	404,711	419,864
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	85	286,298	354,034	405,414	420,165
	86	287,201	355,640	406,216	420,566
	87	288,205	357,145	406,919	420,968
	88	289,208	358,650	407,621	421,269
	89	290,312	360,055	408,223	421,570
	90	291,215	361,360	408,926	421,871
	91	292,118	362,765	409,428	422,172
	92	293,022	364,170	410,130	422,373
	93	293,523	365,675	410,531	422,573
	94	294,226	366,979	410,933	
	95	294,928	368,284	411,234	
	96	295,731	369,488	411,535	
	97	296,534	370,492	411,836	
	98	297,337	371,495	412,137	
	99	298,139	372,499	412,438	
	100	298,842	373,502	412,639	
	101	299,745	374,405	412,839	
	102	300,247	375,409	413,140	
	103	300,748	376,412	413,442	
	104	301,250	377,416	413,642	

105	301 451	378 219	413 843
106	301 852	379 ,122	414 ,144
107	302 ,153	380 ,025	414 ,445
108	302 354	381 ,028	414 ,646
109	302 555	381 831	414 846
110	302 755	382 835	415 ,147
111	303 ,057	383 838	415 ,449
112	303 358	384 842	415 ,649
113	303 558	385 444	415 ,850
114	303 759	386 347	416 ,151
115	303 960	387 250	416 ,452
116	304 261	388 ,153	416 ,653
117	304 562	388 956	416 ,853
118	304 863	389 659	
119	305 ,164	390 461	
120	305 465	391 264	
121	305 565	391 866	
122	305 766	392 669	
123	306 ,067	393 372	
124	306 368	394 ,074	
125	306 569	394 676	
126		395 379	
127		395 880	
128		396 482	
129		397 ,185	
130		397 787	
131		398 289	
132		398 ,790	
133		399 ,091	
134		399 393	
135		399 694	
136		399 995	
137		400 296	
138		400 597	
139		400 898	
140		401 ,199	

	141		401,500			
	142		401,801			
	143		402,102			
	144		402,403			
	145		402,604			
	146		402,905			
	147		403,206			
	148		403,407			
	149		403,607			
	150		403,908			
	151		404,209			
	152		404,410			
	153		404,611			
	154		404,912			
	155		405,213			
	156		405,414			
	157		405,614			
再任用教育職員		224,784	270,844	297,939	324,331	405,414

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,526円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2 (第4条関係)

## 高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	154,137	198,592	328,345	417,154
	2	155,642	200,298	330,552	418,961
	3	157,148	201,904	332,860	420,767
	4	158,653	203,610	335,068	422,473
	5	160,359	205,416	337,376	423,978
	6	162,265	207,122	339,584	425,484
	7	164,072	208,828	341,892	427,390
	8	165,878	210,433	344,200	429,297
	9	167,684	212,240	346,207	431,103
	10	169,792	214,146	348,314	432,909
	11	171,799	216,053	350,522	434,816
	12	173,806	217,960	352,629	436,622
	13	175,813	219,666	354,837	438,328
	14	178,020	221,673	356,844	440,235
	15	180,228	223,680	358,851	442,041
	16	182,436	225,687	360,858	443,948
	17	184,744	227,593	362,765	445,654
	18	187,353	230,303	364,671	447,460
	19	189,862	233,012	366,678	449,266
	20	192,370	235,722	368,685	451,073
	21	194,879	238,331	370,492	452,678
	22	196,585	241,141	372,398	454,384
	23	198,291	243,750	374,305	456,291
	24	199,997	246,459	376,212	457,997
	25	201,502	248,968	377,717	459,703
	26	203,208	251,477	379,523	461,308
	27	204,914	253,985	381,330	462,914
	28	206,520	256,394	383,236	464,419
	29	208,025	259,103	385,143	465,925
	30	209,731	261,512	387,049	467,229
	31	211,437	263,719	388,956	468,534
	32	213,143	265,927	390,963	469,838

33	214,749	268,135	392,669	471,042
34	216,555	270,342	394,375	471,745
35	218,361	272,550	395,981	472,447
36	220,167	274,657	397,787	473,150
37	221,773	276,966	398,991	473,752
38	223,579	278,973	400,496	
39	225,386	280,980	401,901	
40	227,192	282,987	403,306	
41	228,898	284,893	405,012	
42	230,604	287,402	406,417	
43	232,209	289,710	407,722	
44	233,815	292,219	409,227	
45	235,421	294,426	410,832	
46	236,826	296,935	412,137	
47	238,130	299,344	413,642	
48	239,435	302,053	415,248	
49	240,940	304,461	416,954	
50	242,445	306,870	418,359	
51	243,649	309,379	419,964	
52	245,155	311,787	421,470	
53	246,459	314,195	423,175	
54	247,663	316,403	424,681	
55	249,068	318,510	426,286	
56	250,272	320,718	427,892	
57	251,577	323,026	429,397	
58	252,681	325,134	430,902	
59	253,885	327,341	432,107	
60	255,089	329,348	433,311	
61	256,394	331,556	434,515	
62	257,799	333,663	435,820	
63	259,204	335,871	437,124	
64	260,408	338,079	438,328	
65	261,813	339,985	439,533	
66	263,318	342,193	440,737	
67	264,924	344,300	441,941	
68	266,629	346,508	443,145	

	69	268,135	348,515	444,349	
	70	269,540	350,422	445,554	
	71	270,945	352,529	446,758	
	72	272,450	354,536	447,962	
	73	273,554	356,342	449,066	
	74	274,959	358,249	449,668	
	75	276,363	360,055	450,170	
	76	277,668	361,962	450,671	
	77	279,073	363,869	451,173	
	78	280,277	365,575		
	79	281,481	367,281		
	80	282,685	368,886		
	81	283,890	370,391		
	82	285,094	371,897		
	83	286,298	373,402		
	84	287,502	374,807		
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	85	288,706	375,911		
	86	289,810	377,316		
	87	291,015	378,720		
	88	292,219	380,025		
	89	293,423	381,330		
	90	294,527	382,634		
	91	295,731	383,838		
	92	296,935	385,143		
	93	297,738	386,447		
	94	298,741	387,551		
	95	299,845	388,856		
	96	301,050	390,060		
	97	302,053	391,465		
	98	303,157	392,468		
	99	304,160	393,572		
	100	305,264	394,576		
	101	306,167	395,479		
	102	307,271	396,482		
	103	308,375	397,586		
	104	309,379	398,690		

105	309,981	399,393
106	310,884	400,296
107	311,687	401,199
108	312,489	402,102
109	313,393	402,905
110	313,794	403,808
111	314,195	404,611
112	314,697	405,414
113	315,299	406,016
114	315,701	406,718
115	316,202	407,421
116	316,704	408,123
117	317,306	408,725
118	317,808	409,227
119	318,209	409,628
120	318,711	410,030
121	319,213	410,431
122	319,614	410,732
123	320,116	411,033
124	320,618	411,234
125	321,220	411,435
126	321,521	411,736
127	321,822	412,037
128	322,123	412,237
129	322,324	412,438
130	322,625	412,739
131	322,926	413,040
132	323,227	413,241
133	323,428	413,442
134	323,628	413,743
135	323,829	414,044
136	324,130	414,244
137	324,431	414,445
138	324,632	414,746
139	324,933	415,047
140	325,234	415,248

	141	325 ,435	415 ,449		
	142	325 ,635	415 ,750		
	143	325 ,936	416 ,051		
	144	326 ,137	416 ,251		
	145	326 ,438	416 ,452		
	146	326 ,639			
	147	326 ,940			
	148	327 ,241			
	149	327 ,442			
	150	327 ,642			
	151	327 ,943			
	152	328 ,244			
	153	328 ,445			
再任 用教 育職 員		233 ,614	274 ,055	331 ,054	415 ,449

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,726円をそれぞれ加算した額とする。

**第4条** 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.8</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.85</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

( 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正 )

**第5条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 知 事 等 の 給 与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>( 知 事 等 の 給 与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

**第6条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 知 事 等 の 給 与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一</p>	<p>( 知 事 等 の 給 与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一</p>

般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p><b>別表第1</b>(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>394,375</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>454,585</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>516,802</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>597,082</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>694,422</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>792,765</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>328,144</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>364,270</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>392,368</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>394,375</u>	2	<u>454,585</u>	3	<u>516,802</u>	4	<u>597,082</u>	5	<u>694,422</u>	6	<u>792,765</u>	号給	給料月額		円	1	<u>328,144</u>	2	<u>364,270</u>	3	<u>392,368</u>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p><b>別表第1</b>(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>452,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>514,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>594,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>691,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>789,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>326,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>362,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>390,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>452,000</u>	3	<u>514,000</u>	4	<u>594,000</u>	5	<u>691,000</u>	6	<u>789,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>326,000</u>	2	<u>362,000</u>	3	<u>390,000</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>394,375</u>																																																				
2	<u>454,585</u>																																																				
3	<u>516,802</u>																																																				
4	<u>597,082</u>																																																				
5	<u>694,422</u>																																																				
6	<u>792,765</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>328,144</u>																																																				
2	<u>364,270</u>																																																				
3	<u>392,368</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>392,000</u>																																																				
2	<u>452,000</u>																																																				
3	<u>514,000</u>																																																				
4	<u>594,000</u>																																																				
5	<u>691,000</u>																																																				
6	<u>789,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>326,000</u>																																																				
2	<u>362,000</u>																																																				
3	<u>390,000</u>																																																				

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第9条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )</p> <p><b>第 8 条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 160</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 160</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>別表（第 7 条関係）</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>372,298</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>420,466</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,648</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>533,862</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>609,124</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>711,481</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>831,901</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>372,298</u>	2	<u>420,466</u>	3	<u>472,648</u>	4	<u>533,862</u>	5	<u>609,124</u>	6	<u>711,481</u>	7	<u>831,901</u>	<p>( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )</p> <p><b>第 8 条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>別表（第 7 条関係）</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>370,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>418,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>470,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>531,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>606,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>708,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>828,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>370,000</u>	2	<u>418,000</u>	3	<u>470,000</u>	4	<u>531,000</u>	5	<u>606,000</u>	6	<u>708,000</u>	7	<u>828,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>372,298</u>																																				
2	<u>420,466</u>																																				
3	<u>472,648</u>																																				
4	<u>533,862</u>																																				
5	<u>609,124</u>																																				
6	<u>711,481</u>																																				
7	<u>831,901</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>370,000</u>																																				
2	<u>418,000</u>																																				
3	<u>470,000</u>																																				
4	<u>531,000</u>																																				
5	<u>606,000</u>																																				
6	<u>708,000</u>																																				
7	<u>828,000</u>																																				

**第10条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )</p> <p><b>第 8 条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一</p>	<p>( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )</p> <p><b>第 8 条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一</p>

般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

4 省略

般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

4 省略

## 附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）第18条の4及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の職員給与条例第19条の4及び附則第18項の規定、改正後の教育職員給与条例第19条の4及び附則第16項の規定、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第3条の規定、改正後の任期付研究員条例第6条の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の職員給与条例、改正後の教育職員給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の教育職員給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

規 則

○愛媛県規則第3号

愛媛県水防信号規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県水防信号規則の一部を改正する規則

愛媛県水防信号規則（昭和25年愛媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> 水防法（昭和24年法律第193号）第20条第1項の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p><b>第1条</b> 水防法第13条第1項 _____ の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第322号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）

第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス桜井店  
今治市古国分一丁目乙181- 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号  
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号  
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年11月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,519.77平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
52台
  - イ 駐輪場の収容台数  
27台

- ウ 荷さばき施設の面積  
27平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9時30分から午後10時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6時から午後10時まで
- 2 届出年月日  
平成28年 3月14日
- 3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
  - (1) 意見書に記載すべき事項
    - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - イ 当該大規模小売店舗の名称
    - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
  - (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第323号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
フジグラン今治	今治市東門町五丁目840番地117 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか31者	株式会社フジほか30者	平成27年10月1日 ほか	平成28年3月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第324号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 日 年 月 日
フジグラン今治	今治市東門町五丁目840番地117 外	駐車場の位置及び収容台数	1,089台	801台	平成28年11月12日 ほか	平成28年3月11日
		荷さばき施設の位置及び面積	872㎡	905㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成28年3月12日	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前6時45分から午後10時15分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	9箇所	8箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第325号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
スーパードラッグコスモス東予店	西条市周布613番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	J A三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目10番2号 代表取締役 春原 博	J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目13番1号 代表取締役 保崎 隆行	平成28年 1月4日 ほか	平成28年 3月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第326号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ドラッグコスモス愛南店	南宇和郡愛南町御荘平城3991番1 外	大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	J A三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目10番2号 代表取締役 春原 博	J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目13番1号 代表取締役 保崎 隆行	平成28年 1月4日 ほか	平成28年 3月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第327号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第31条第2項の規定により、次のとおり一般社団法人愛媛県農業会議を農業委員会ネットワーク機構として指定した。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称

一般社団法人愛媛県農業会議

2 住所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

3 事務所の所在地

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

○愛媛県告示第328号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人 かみあさライス センター	愛媛県今治市朝倉上 甲798番地1	愛媛県今治市朝倉上 甲1918番ほか1筆	4,168
農事組合法人 たいよう農園	愛媛県大洲市野佐来 162番地20	愛媛県大洲市多田11 76番ほか24筆	50,651

2 申請年月日

平成28年 3月 8日

○愛媛県告示第329号

平成28年 2月16日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第332号

水防法の規定による車馬の標識（昭和25年 9月愛媛県告示第408号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人 八反地営農組合	愛媛県松山市八反地 甲228番地1	愛媛県松山市庄甲21 2番1ほか19筆	10,624
竹 中 恵 太	愛媛県西予市宇和町 久枝甲239番地	愛媛県西予市宇和町 久枝甲1445番	4,000
竹 中 義 廣	愛媛県西予市宇和町 久枝甲239番地	愛媛県西予市宇和町 久枝甲1416番ほか1 筆	7,859
業師神 光 男	愛媛県西予市城川町 魚成2074番地	愛媛県西予市城川町 魚成2447番1ほか1 筆	1,756
浅 野 晋 司	愛媛県西予市城川町 魚成4030番地	愛媛県西予市城川町 嘉喜尾3948番ほか1 筆	4,226

2 認可年月日

平成28年 3月16日

○愛媛県告示第330号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

西条市大浜字山谷6490の1・市之川字白目ノ向6503の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電変電設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第331号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年 3月25日から 4月 7日まで

改 正 後	改 正 前
水防法（昭和24年法律第193号）第18条の規定による <u>車両</u> の標識を次のように定める。	水防法第11条 _____ の規定による <u>車馬</u> の標識を次のように定める。

○愛媛県告示第333号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
才土 212 - I - 16 1(1)	西条市河之内才土（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	才土 212 - I - 16 1(1)	西条市河之内才土（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
手地ノ谷 212 - 1011	西条市河之内鳴（次の図のとおり）	土石流	手地ノ谷 212 - 1011	西条市河之内鳴（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
河之内谷 212 - 1012	西条市河之内鳴（次の図のとおり）	土石流	河之内谷 212 - 1012	西条市河之内鳴（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
セドノ谷 212 - 1013	西条市河之内佐川（次の図のとおり）	土石流	セドノ谷 212 - 1013	西条市河之内佐川（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下谷川 204 - 1029	八幡浜市大平（次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び八幡浜市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筵田 204 - I - 15 04(1)	八幡浜市日土町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	筵田 204 - I - 15 04(1)	八幡浜市日土町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津羽井 A 204 - I - 15 09(1)	八幡浜市大平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	津羽井 A 204 - I - 15 09(1)	八幡浜市大平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大下 204 - I - 15 13(1)	八幡浜市郷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	大下 204 - I - 15 13(1)	八幡浜市郷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
入寺 204 - I - 15 16(1)	八幡浜市松柏（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	入寺 204 - I - 15 16(1)	八幡浜市松柏（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
徳雲坊 204 - I - 15 33(1)	八幡浜市松柏（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	徳雲坊 204 - I - 15 33(1)	八幡浜市松柏（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川舞 B 204 - I - 15 34(1)	八幡浜市五反田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	川舞 B 204 - I - 15 34(1)	八幡浜市五反田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫田 A 204 - I - 15 35(1)	八幡浜市八代（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	迫田 A 204 - I - 15 35(1)	八幡浜市八代（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梨尾 204 - I - 15 63(1)	八幡浜市郷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	梨尾 204 - I - 15 63(1)	八幡浜市郷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅之峠 204 - I - 15 65(1)	八幡浜市郷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	梅之峠 204 - I - 15 65(1)	八幡浜市郷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野地 204 - I - 15 66(1)	八幡浜市日土町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	野地 204 - I - 15 66(1)	八幡浜市日土町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久保田 204 - I - 15 68(1)	八幡浜市日土町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	久保田 204 - I - 15 68(1)	八幡浜市日土町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

田之窪 A 204 - I - 15 70(1)	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田之窪 A 204 - I - 15 70(1)	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
田之窪 B 204 - I - 15 71(1)	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田之窪 B 204 - I - 15 71(1)	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高野地 A 204 - I - 15 73(1)	八幡浜 市高野 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高野地 A 204 - I - 15 73(1)	八幡浜 市高野 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
川舞 C 204 - I - 15 76(1)	八幡浜 市五反 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川舞 C 204 - I - 15 76(1)	八幡浜 市五反 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
迫田 B 204 - I - 15 80(1)	八幡浜 市八代 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	迫田 B 204 - I - 15 80(1)	八幡浜 市八代 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
田之窪 C 204 - I - 27 34(1)	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田之窪 C 204 - I - 27 34(1)	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中之谷 441 - I - 12 2(2)	八幡浜 市保内 町磯崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中之谷 441 - I - 12 2(2)	八幡浜 市保内 町磯崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
山崎 441 - I - 12 9(2)	八幡浜 市保内 町宮内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	山崎 441 - I - 12 9(2)	八幡浜 市保内 町宮内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中当川 204 - 1004 - 1	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	土石流	中当川 204 - 1004 - 1	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中当川 204 - 1004 - 2	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	土石流	中当川 204 - 1004 - 2	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中当川 204 - 1004 - 3	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	土石流	中当川 204 - 1004 - 3	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
久保田 川 204 - 1006	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	土石流	久保田 川 204 - 1006	八幡浜 市日土 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大平川 204 - 1027	八幡浜 市大平 (次の 図のと おり)	土石流	大平川 204 - 1027	八幡浜 市大平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東谷川 204 - 1030	八幡浜 市大平 (次の 図のと おり)	土石流	東谷川 204 - 1030	八幡浜 市大平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上谷川 204 - 1043 - 1	八幡浜 市郷 (次の 図のと おり)	土石流	上谷川 204 - 1043 - 1	八幡浜 市郷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

上谷川 204 - 1043 - 2	八幡浜 市郷 (次の 図のと おり)	土石流	上谷川 204 - 1043 - 2	八幡浜 市郷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南柏川 204 - 1054	八幡浜 市松柏 (次の 図のと おり)	土石流	南柏川 204 - 1054	八幡浜 市松柏 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大峠谷 川 204 - 1066 - 1	八幡浜 市五反 田 (次の 図のと おり)	土石流	大峠谷 川 204 - 1066 - 1	八幡浜 市五反 田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大峠谷 川 204 - 1066 - 2	八幡浜 市五反 田 (次の 図のと おり)	土石流	大峠谷 川 204 - 1066 - 2	八幡浜 市五反 田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
枇杷居 川 204 - 1073 - 1	八幡浜 市釜倉 (次の 図のと おり)	土石流	枇杷居 川 204 - 1073 - 1	八幡浜 市釜倉 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
枇杷居 川 204 - 1073 - 2	八幡浜 市釜倉 (次の 図のと おり)	土石流	枇杷居 川 204 - 1073 - 2	八幡浜 市釜倉 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大釜川 204 - 1107	八幡浜 市真網 代 (次の 図のと おり)	土石流	大釜川 204 - 1107	八幡浜 市真網 代 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下大釜 川 204 - 1108	八幡浜 市真網 代 (次の 図のと おり)	土石流	下大釜 川 204 - 1108	八幡浜 市真網 代 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上東谷 川 204 - 1119 - 1	八幡浜 市谷 (次の 図のと おり)	土石流	上東谷 川 204 - 1119 - 1	八幡浜 市谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上東谷 川 204 - 1119 - 2	八幡浜 市谷 (次の 図のと おり)	土石流	上東谷 川 204 - 1119 - 2	八幡浜 市谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東風脇 川 441 - 1128	八幡浜 市保内 町喜木 津 (次の 図のと おり)	土石流	東風脇 川 441 - 1128	八幡浜 市保内 町喜木 津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
窪田川 441 - 1147	八幡浜 市保内 町宮内 (次の 図のと おり)	土石流	窪田川 441 - 1147	八幡浜 市保内 町宮内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
馬越川 441 - 1159	八幡浜 市保内 町川之 石 (次の 図のと おり)	土石流	馬越川 441 - 1159	八幡浜 市保内 町川之 石 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び八幡浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとお

り土砂災害警戒区域を指定する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢松川 483 - 1428	北宇和郡鬼北町沢松 (次の図のとおり)	土石流
上柏田川 483 - 1429	北宇和郡鬼北町清延 (次の図のとおり)	土石流
大畑川 483 - 1435	北宇和郡鬼北町西野々 (次の図のとおり)	土石流
西生田川 483 - 1442	北宇和郡鬼北町・生田・清水 (次の図のとおり)	土石流
上住川 483 - 1496	北宇和郡鬼北町小倉 (次の図のとおり)	土石流
栗ノ木川 485 - 1543	北宇和郡鬼北町上大野 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
安森 a 483 - I - 22 83(1)	北宇和郡鬼北町小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	安森 a 483 - I - 22 83(1)	北宇和郡鬼北町小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
権大 483 - I - 22 87(1)	北宇和郡鬼北町大宿 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	権大 483 - I - 22 87(1)	北宇和郡鬼北町大宿 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

畔屋 483 - I - 26 21(1)	北宇和郡鬼北町畔屋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	畔屋 483 - I - 26 21(1)	北宇和郡鬼北町畔屋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二股瀬川 483 - 1410	北宇和郡鬼北町中野川・奈良 (次の図のとおり)	土石流	二股瀬川 483 - 1410	北宇和郡鬼北町中野川・奈良 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下奈良川 483 - 1411	北宇和郡鬼北町奈良 (次の図のとおり)	土石流	下奈良川 483 - 1411	北宇和郡鬼北町奈良 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上東奈良川 483 - 1412	北宇和郡鬼北町奈良 (次の図のとおり)	土石流	上東奈良川 483 - 1412	北宇和郡鬼北町奈良 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
水分川 483 - 1414	北宇和郡鬼北町・北川 (次の図のとおり)	土石流	水分川 483 - 1414	北宇和郡鬼北町・北川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西黒田川 483 - 1415	北宇和郡鬼北町・北川・奈良 (次の図のとおり)	土石流	西黒田川 483 - 1415	北宇和郡鬼北町・北川・奈良 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東黒田川 483 - 1416	北宇和郡鬼北町北川 (次の図のとおり)	土石流	東黒田川 483 - 1416	北宇和郡鬼北町北川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
風山川 483 - 1417 - 2	北宇和郡鬼北町北川 (次の図のとおり)	土石流	風山川 483 - 1417 - 2	北宇和郡鬼北町北川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北川 483 - 1418	北宇和郡鬼北町北川 (次の図のとおり)	土石流	北川 483 - 1418	北宇和郡鬼北町北川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田丸川 483 - 1422 - 1	北宇和郡鬼北町内深田 (次の図のとおり)	土石流	田丸川 483 - 1422 - 1	北宇和郡鬼北町内深田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田丸川 483 - 1422 - 2	北宇和郡鬼北町内深田 (次の図のとおり)	土石流	田丸川 483 - 1422 - 2	北宇和郡鬼北町内深田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大本川 483 - 1424	北宇和郡鬼北町内深田 (次の図のとおり)	土石流	大本川 483 - 1424	北宇和郡鬼北町内深田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西大本川 483 - 1425	北宇和郡鬼北町内深田 (次の図のとおり)	土石流	西大本川 483 - 1425	北宇和郡鬼北町内深田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

柏田川 483 - 1430	北宇和 郡鬼北 町清延 (次の 図のと おり)	土石流	柏田川 483 - 1430	北宇和 郡鬼北 町清延 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下大野 川 483 - 1466 - 1	北宇和 郡鬼北 町下大 野 (次の 図のと おり)	土石流	下大野 川 483 - 1466 - 1	北宇和 郡鬼北 町下大 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下芳組 川 483 - 1432 - 1	北宇和 郡鬼北 町興野 々 (次の 図のと おり)	土石流	下芳組 川 483 - 1432 - 1	北宇和 郡鬼北 町興野 々 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下大野 川 483 - 1466 - 2	北宇和 郡鬼北 町下大 野 (次の 図のと おり)	土石流	下大野 川 483 - 1466 - 2	北宇和 郡鬼北 町下大 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下芳組 川 483 - 1432 - 2	北宇和 郡鬼北 町興野 々 (次の 図のと おり)	土石流	下芳組 川 483 - 1432 - 2	北宇和 郡鬼北 町興野 々 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	中組上 川 483 - 1468	北宇和 郡鬼北 町下大 野 (次の 図のと おり)	土石流	中組上 川 483 - 1468	北宇和 郡鬼北 町下大 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
豊永川 483 - 1433	北宇和 郡鬼北 町上川 (次の 図のと おり)	土石流	豊永川 483 - 1433	北宇和 郡鬼北 町上川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	北清詰 川 483 - 1470	北宇和 郡鬼北 町小松 (次の 図のと おり)	土石流	北清詰 川 483 - 1470	北宇和 郡鬼北 町小松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下川崎 川 483 - 1434	北宇和 郡鬼北 町小西 野々 (次の 図のと おり)	土石流	下川崎 川 483 - 1434	北宇和 郡鬼北 町小西 野々 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	清詰川 483 - 1471	北宇和 郡鬼北 町小松 (次の 図のと おり)	土石流	清詰川 483 - 1471	北宇和 郡鬼北 町小松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西申谷 川 483 - 1436 - 1	北宇和 郡鬼北 町畔屋 (次の 図のと おり)	土石流	西申谷 川 483 - 1436 - 1	北宇和 郡鬼北 町畔屋 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	奥安森 川 483 - 1472	北宇和 郡鬼北 町小松 (次の 図のと おり)	土石流	奥安森 川 483 - 1472	北宇和 郡鬼北 町小松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西申谷 川 483 - 1436 - 2	北宇和 郡鬼北 町畔屋 (次の 図のと おり)	土石流	西申谷 川 483 - 1436 - 2	北宇和 郡鬼北 町畔屋 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東延川 483 - 1475	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	東延川 483 - 1475	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
申谷川 483 - 1437	北宇和 郡鬼北 町畔屋 (次の 図のと おり)	土石流	申谷川 483 - 1437	北宇和 郡鬼北 町畔屋 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	南ホソ リ川 483 - 1476	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	南ホソ リ川 483 - 1476	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北申谷 川 483 - 1438	北宇和 郡鬼北 町畔屋 (次の 図のと おり)	土石流	北申谷 川 483 - 1438	北宇和 郡鬼北 町畔屋 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西ホソ リ川 483 - 1477	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	西ホソ リ川 483 - 1477	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西野々 中組川 483 - 1456	北宇和 郡鬼北 町西野 々 (次の 図のと おり)	土石流	西野々 中組川 483 - 1456	北宇和 郡鬼北 町西野 々 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	ホソリ 川 483 - 1478	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	ホソリ 川 483 - 1478	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東西野 々中組 川 483 - 1457	北宇和 郡鬼北 町西野 々 (次の 図のと おり)	土石流	東西野 々中組 川 483 - 1457	北宇和 郡鬼北 町西野 々 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東ホソ リ川 483 - 1479	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	東ホソ リ川 483 - 1479	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南面屋 川 483 - 1459	北宇和 郡鬼北 町西野 々 (次の 図のと おり)	土石流	南面屋 川 483 - 1459	北宇和 郡鬼北 町西野 々 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	野地川 483 - 1483	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	野地川 483 - 1483	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上組川 483 - 1465	北宇和 郡鬼北 町下大 野 (次の 図のと おり)	土石流	上組川 483 - 1465	北宇和 郡鬼北 町下大 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	スノス 川 483 - 1484 - 1	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	スノス 川 483 - 1484 - 1	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
							スノス 川 483 - 1484 - 2	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	スノス 川 483 - 1484 - 2	北宇和 郡鬼北 町川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

スノス川 483 - 1484 - 3	北宇和郡鬼北町川上 (次の図のとおり)	土石流	スノス川 483 - 1484 - 3	北宇和郡鬼北町川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上横山川 483 - 1485	北宇和郡鬼北町川上 (次の図のとおり)	土石流	上横山川 483 - 1485	北宇和郡鬼北町川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下野地川 483 - 1486	北宇和郡鬼北町川上 (次の図のとおり)	土石流	下野地川 483 - 1486	北宇和郡鬼北町川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南上組川 483 - 1491	北宇和郡鬼北町広見 (次の図のとおり)	土石流	南上組川 483 - 1491	北宇和郡鬼北町広見 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北中組川 483 - 1492	北宇和郡鬼北町広見 (次の図のとおり)	土石流	北中組川 483 - 1492	北宇和郡鬼北町広見 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺谷川 483 - 1500	北宇和郡鬼北町上川 (次の図のとおり)	土石流	寺谷川 483 - 1500	北宇和郡鬼北町上川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷川 483 - 1501	北宇和郡鬼北町上川 (次の図のとおり)	土石流	大谷川 483 - 1501	北宇和郡鬼北町上川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西伊の谷川 483 - 1502	北宇和郡鬼北町岩谷・上川 (次の図のとおり)	土石流	西伊の谷川 483 - 1502	北宇和郡鬼北町岩谷・上川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下堀切川 485 - 1545	北宇和郡鬼北町上大野 (次の図のとおり)	土石流	下堀切川 485 - 1545	北宇和郡鬼北町上大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上堀切川 485 - 1546	北宇和郡鬼北町上大野・下鍵山 (次の図のとおり)	土石流	上堀切川 485 - 1546	北宇和郡鬼北町上大野・下鍵山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
二子松川 485 - 1552 - 1	北宇和郡鬼北町上鍵山 (次の図のとおり)	土石流	二子松川 485 - 1552 - 1	北宇和郡鬼北町上鍵山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
二子松川 485 - 1552 - 2	北宇和郡鬼北町上鍵山 (次の図のとおり)	土石流	二子松川 485 - 1552 - 2	北宇和郡鬼北町上鍵山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西幸田川 485 - 1558	北宇和郡鬼北町下鍵山 (次の図のとおり)	土石流	西幸田川 485 - 1558	北宇和郡鬼北町下鍵山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

東幸田川 485 - 1560	北宇和郡鬼北町日向谷・下鍵山 (次の図のとおり)	土石流	東幸田川 485 - 1560	北宇和郡鬼北町日向谷・下鍵山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
面谷川 485 - 1562 - 1	北宇和郡鬼北町日向谷 (次の図のとおり)	土石流	面谷川 485 - 1562 - 1	北宇和郡鬼北町日向谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
面谷川 485 - 1562 - 2	北宇和郡鬼北町日向谷 (次の図のとおり)	土石流	面谷川 485 - 1562 - 2	北宇和郡鬼北町日向谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東下本村川 485 - 1565 - 1	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	東下本村川 485 - 1565 - 1	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東下本村川 485 - 1565 - 2	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	東下本村川 485 - 1565 - 2	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上大村川 485 - 1570	北宇和郡鬼北町父野川上 (次の図のとおり)	土石流	上大村川 485 - 1570	北宇和郡鬼北町父野川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北音地川 485 - 1573	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	北音地川 485 - 1573	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西犬飼川 485 - 1574	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	西犬飼川 485 - 1574	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下音地川 485 - 1575 - 1	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	下音地川 485 - 1575 - 1	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下音地川 485 - 1575 - 2	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	下音地川 485 - 1575 - 2	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
葛坪川 485 - 1576	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	葛坪川 485 - 1576	北宇和郡鬼北町父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第338号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用

する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、内子都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第341号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、平成14年5月31日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画下水道事業宇和島公共下水道（宇和島市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

昭和59年 2月14日から

平成33年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業東温公共下水道（東温市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成 8年 1月 9日から

平成34年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画公園事業6・5・3西条運動公園（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成25年 5月24日

平成29年 3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

西条市ひうち地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第345号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第2条第2項の規定に基づき、県立都市公園の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	供用開始の日
総合運動公園	松山市及び伊予郡砥部町	図面とおり	平成28年 3月31日

（図面省略）

○愛媛県告示第346号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定に基づき、平成28年 3月18日次の者に係る宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

商 号	代表者氏名	主たる事務所の 所 在 地	免許証番号
株式会社 アクティブ・クリ エーション	上 田 一之介	宇和島市天神町4番 33号	愛媛県知事 <sup>(3)</sup> 第4611号

○愛媛県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙784番2から 同町栗田甲974番2まで	旧	メートル 5.5~14.1	キロメートル 0.121	
			新	9.5~50.0	0.121	

○愛媛県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙784番2から 同町栗田甲974番2まで	平成28年 3月25日

○愛媛県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 3月25日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第49号 平成28年 3月15日	東温市北野田字天神575番6	松山市土居町842番地1 シャルマンコーポ土居502号 長岡慎介 長岡有加

○愛媛県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 3月25日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第50号 平成28年 3月16日	伊予郡松前町大字徳丸字上久保697番1、字燈明田280番2、280番3、280番5	伊予郡松前町大字筒井731番地6 黒田秀雄

○愛媛県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3397番 2 から 同町直瀬甲1215番地先まで	旧	メートル 3 6 ~ 14 4	キロメートル 0.184	
		上浮穴郡久万高原町直瀬甲3395番 2 から 同町直瀬甲1220番 3 まで	旧	8 2 ~ 36 4	0.147	
		上浮穴郡久万高原町直瀬甲3395番 2 から 同町直瀬甲1220番 3 まで	新	8 2 ~ 36 4	0.147	

○愛媛県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6954番 1 地先	旧	メートル 9 6 ~ 10 7	キロメートル 0.017	
		上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6954番 3	新	15 0 ~ 20 4	0.017	

○愛媛県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6954番 3	平成28年 3月25日

○愛媛県告示第354号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成28年 3月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

介護員養成研修事業者の 名称又は氏名	介護員養成研修事業者の 所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 日 定 日
医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田 1 - 1046 - 1	介護職員初 任者研修課 程	平成28年 3月15日

○愛媛県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年 3月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700330	株式会社ゼロベース	愛媛県松山市竹原三丁目13番11号	清 水 栄 治	就労継続支援 A型	株式会社ゼロベース	愛媛県大洲市徳森字小鳥越1335番地	平成28年 3月10日

○愛媛県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

五十崎国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 3月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 昌 行	喜多郡内子町五十崎甲1368番地
"	佐 伯 忠 廣	喜多郡内子町五十崎甲275番地
"	栗 田 謙 一	喜多郡内子町五十崎甲1151番地
"	井 上 多 喜 雄	喜多郡内子町五十崎乙626番地の 1
"	松 田 純 一	喜多郡内子町大久喜甲169番地
"	脇 坂 寛	喜多郡内子町重松甲23番地の 3
"	力 石 忠 忠	喜多郡内子町宿間甲267番地の 1
"	寺 谷 博 幸	喜多郡内子町平岡甲1895番地の 3
"	松 田 敏	喜多郡内子町福岡甲844番地
"	福 岡 健	喜多郡内子町重松甲1391番地
"	松 岡 義 久	喜多郡内子町重松甲590番地
"	宮 本 利 一	喜多郡内子町只海甲1135番地
"	一 宮 幸 藏	大洲市徳森2632番地の93
"	石 田 光 盛	喜多郡内子町平岡甲533番地の 1
"	季 羽 壽	喜多郡内子町只海甲408番地
"	三 原 美 津 夫	喜多郡内子町平岡甲1935番地の 3
監 事	徳 田 義 行	喜多郡内子町宿間甲694番地の 1
"	大 松 儀 一	喜多郡内子町只海甲1298番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 昌 行	喜多郡内子町五十崎甲1368番地

"	佐 伯 忠 廣	喜多郡内子町五十崎甲275番地
"	栗 田 謙 一	喜多郡内子町五十崎甲1151番地
"	井 上 多 喜 雄	喜多郡内子町五十崎乙626番地の 1
"	松 田 純 一	喜多郡内子町大久喜甲169番地
"	脇 坂 寛	喜多郡内子町重松甲23番地の 3
"	力 石 忠 忠	喜多郡内子町宿間甲267番地の 1
"	寺 谷 博 幸	喜多郡内子町平岡甲1895番地の 3
"	松 田 敏	喜多郡内子町福岡甲844番地
"	福 岡 健	喜多郡内子町重松甲1391番地
"	松 岡 義 久	喜多郡内子町重松甲590番地
"	宮 本 利 一	喜多郡内子町只海甲1135番地
"	一 宮 義 博	喜多郡内子町只海甲707番地
"	瀧 宮 義 孝	喜多郡内子町只海甲412番地
"	久 保 長 久	喜多郡内子町北表甲1564番地の 1
"	宮 野 照 三	喜多郡内子町宿間甲894番地の 3
監 事	山 田 博 文	喜多郡内子町福岡乙130番地
"	大 松 儀 一	喜多郡内子町只海甲1298番地

○愛媛県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市明浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 3月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第358号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(特 - 23)第2894号	平成23年 12月16日	西岡建設(株)	池田 誠規	喜多郡内子町中川3239	平成28年 2月18日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般特 - 24)第4649号	平成24年 5月18日	日乃出建設(株)	中川 英典	西予市三瓶町垣生甲26 - 1	平成28年 2月26日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市高串字包丙120番 3	旧	メートル 3 5 ~ 8 2	キロメートル 0 .083	
			新	3 5 ~ 51 2	0 .083	

○愛媛県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市高串字包丙120番3	平成28年 3月30日

○愛媛県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津丙131番20から 同市坂下津甲331番まで	平成28年 3月29日 9 : 00

○愛媛県告示第362号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 3月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

- 平成28年 3月10日
- 3 指定道路の位置  
西予市宇和町卯一丁目602番1の一部、602番3の一部、604番の一部、605番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 64.61メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1774番から 同町山鳥坂1753番まで	平成28年 3月25日
”	”	大洲市肱川町山鳥坂1747番から 同町山鳥坂1743番まで	”

○愛媛県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町予子林7667番 1地先から 同町予子林7665番まで	旧	メートル 4.2～11.4	キロメートル 0.083	
		西予市野村町予子林7667番 3から 同町予子林7666番 3まで	新	13.2～21.6	0.083	

## ○愛媛県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町予子林7667番 3から 同町予子林7666番 3まで	平成28年 3月25日

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 3月14日	特定非営利活動法人 坂の上のクラウド利用研究会	牧 秀 宣	松山市一番町3丁目2番地11号	この法人は、農業における気象情報の重要性に着目し、農業用気象クラウドの利用に係る事業を行い、農業の最大リスクである気象への対応力を強化することで、農業経営の安定化と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

## 教育委員会告示

## ○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第11条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定を解除する。

平成28年 3月25日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

## 1 指定を解除する有形文化財

名 称	員 数	参 考
短刀（銘 井上真改）	1口	昭和34年 3月31日指定

## 2 指定を解除する天然記念物

名 称	所 在 地	員 数	参 考
おおむらさき	今治市上浦町甘崎	1本	昭和45年 3月27日指定

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1163

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
別表第33（第22条関係） 昇格時号給対応表					別表第33（第22条関係） 昇格時号給対応表								
1・2 省略					1・2 省略								
3 研究職給料表昇格時号給対応表					3 研究職給料表昇格時号給対応表								
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級		2 級	3 級	4 級	5 級				
1～58	省略				1～58	省略							
59	<u>29</u>	省略			59	<u>30</u>	省略						
60	省略				60	省略							
61	<u>30</u>	省略			61	<u>31</u>	省略						
62	<u>30</u>	省略			62	<u>31</u>	省略						
63	<u>31</u>	省略			63	<u>32</u>	省略						
64	<u>31</u>	省略			64	<u>32</u>	省略						
65	<u>31</u>	省略			65	<u>33</u>	省略						
66	<u>32</u>	省略			66	<u>33</u>	省略						
67	<u>32</u>	省略			67	<u>34</u>	省略						
68	<u>32</u>	省略			68	<u>34</u>	省略						
69	<u>33</u>	省略			69	<u>35</u>	省略						
70	<u>34</u>	省略			70	<u>35</u>	省略						
71	<u>35</u>	省略			71	<u>36</u>	省略						
72～121	省略				72～121	省略							
4 省略					4 省略								
5 医療職給料表(□)昇格時号給対応表					5 医療職給料表(□)昇格時号給対応表								
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級		2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～90	省略						1～90	省略					
91		<u>61</u>	省略				91		<u>62</u>	省略			
92～96	省略						92～96	省略					
97		<u>62</u>	省略				97		<u>63</u>	省略			
98		<u>62</u>	省略				98		<u>63</u>	省略			
99～102	省略						99～102	省略					
103		<u>63</u>	省略				103		<u>64</u>	省略			
104		<u>63</u>	省略				104		<u>64</u>	省略			

105		63	省略			
106 ~ 113	省略					

6 ~ 7 の 3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 65	省略		
66	37	省略	
67	38	省略	
68	38	省略	
69	39	省略	
70	39	省略	
71	40	省略	
72	40	省略	
73	41	省略	
74	42	省略	
75	43	省略	
76 ~ 153	省略		

105		64	省略			
106 ~ 113	省略					

6 ~ 7 の 3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 65	省略		
66	38	省略	
67	39	省略	
68	40	省略	
69	41	省略	
70	41	省略	
71	42	省略	
72	42	省略	
73	43	省略	
74	43	省略	
75	44	省略	
76 ~ 153	省略		

**附 則**

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1164

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 155）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	職員給与条例1号職員					職員給与条例2号職員	職員給与条例3号職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	30,300
(2) 1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	27,300
(3) 2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	24,300
(4) 3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	21,200
(5) 4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	18,200
(6) 5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	15,200
(7) 6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	48,700	12,200
(8) 7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	46,900	9,200
(9) 8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	45,100	6,100
(10) 9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	43,300	3,100
(11) 10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	41,500	
(12) 11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	39,700	
(13) 12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	37,900	
(14) 13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	36,100	
(15) 14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	34,700	
(16) 15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	33,300	
(17) 16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	31,900	
(18) 17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	30,500	
(19) 18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	29,100	
(20) 19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	27,700	
(21) 20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	26,300	
(22) 21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	25,700	
(23) 22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	25,100	
(24) 23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	24,100	
(25) 24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	23,500	
(26) 25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	22,900	
(27) 26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	22,300	
(28) 27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	21,700	
(29) 28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	20,900	
(30) 29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	20,600	
(31) 30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	20,200	
(32) 31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	19,600	
(33) 32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	18,700	
(34) 33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	17,800	
(35) 34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	17,100	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与条例1号職員」とは職員給与条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与条例2号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1165

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成28年 3月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 204）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の106以上100分の170以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の132以上100分の210以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の94以上100分の106</u> 未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の117以上100分の132</u> 未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の82</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102</u>未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の170</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の40</u>超（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>超）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の40</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>未満）</p> <p>2 省略</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93以上100分の150以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の119以上100分の190以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.5以上100分の93</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105.5以上100分の119</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の72</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の92</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の72</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の92</u> 未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の150</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の35</u>超（特定幹部職員にあつては、<u>100分の45</u>超）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の35</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の45</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の35</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の45</u>未満）</p> <p>2 省略</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤 勉 手 当 の 成 績 率 )</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の99以上100分の160</u> 以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の125以上100分の200</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88以上100分の99</u> 未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の111以上100分の125</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の77</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u> 未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の160</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37.5</u>超（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>超）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の37.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>未満）</p> <p>2 省略</p>	<p>( 勤 勉 手 当 の 成 績 率 )</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の106以上100分の170</u>以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の132以上100分の210</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の94以上100分の106</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の117以上100分の132</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の82</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102</u>未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の170</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の40</u> 超（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u> 超）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の40</u> 未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u> 未満）</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1166

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 390）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
1 中学校・小学校教育職員給料表			1 中学校・小学校教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	<u>78,600円</u>	4 級	1 種	<u>78,200円</u>
	省略			省略	
省略			省略		
2 高等学校等教育職員給料表			2 高等学校等教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	<u>82,900円</u>	4 級	1 種	<u>82,400円</u>
	省略			省略	
省略			省略		

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の教育職員の管理職手当に関する規則別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1167

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則**

単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 763)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(加算額等)		(加算額等)	
<b>第4条 省略</b>		<b>第4条 省略</b>	
2 省略		2 省略	
3 条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		3 条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1)	100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u>	(1)	100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u>
(2)	300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>16,000円</u>	(2)	300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u>
(3)	500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>24,000円</u>	(3)	500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>20,000円</u>
(4)	700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>32,000円</u>	(4)	700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u>
(5)	900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>40,000円</u>	(5)	900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u>
(6)	1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>46,000円</u>	(6)	1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u>
(7)	1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>52,000円</u>	(7)	1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u>
(8)	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>58,000円</u>	(8)	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>48,000円</u>
(9)	2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>64,000円</u>	(9)	2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>53,000円</u>
(10)	2,500キロメートル以上 <u>70,000円</u>	(10)	2,500キロメートル以上 <u>58,000円</u>
<b>附 則</b>		<b>附 則</b>	
2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号)附則第14項の規定により読み替えられた条例第10条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、 <u>30,000円</u> とする。		2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号)附則第14項の規定により読み替えられた条例第10条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、 <u>26,000円</u> とする。	

**附 則**

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1168

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**地域手当に関する規則の一部を改正する規則**

**第 1 条** 地域手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1026）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号）附則第14項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第9条の2第2項第1号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の18.5</u>とし、同項第2号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の15.5</u>とし、同項第3号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の14</u>とし、同項第6号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の5</u>とし、同項第7号の人事委員会規則で定める割合は100分の3とし、読替え後の条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の15.5</u>とする。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号）附則第14項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第9条の2第2項第1号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の18</u>とし、同項第2号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の15</u>とし、同項第3号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の13</u>とし、同項第6号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の4</u>とし、同項第7号の人事委員会規則で定める割合は100分の3とし、読替え後の条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の15</u>とする。</p>

**第 2 条** 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号）附則第14項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第9条の2第2項第1号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の20</u>とし、同項第2号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の16</u>とし、同項第3号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の15</u>とし、同項第6号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の6</u>とし、同項第7号の人事委員会規則で定める割合は100分の3とし、読替え後の条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の16</u>とする。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号）附則第14項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第9条の2第2項第1号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の18.5</u>とし、同項第2号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の15.5</u>とし、同項第3号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の14</u>とし、同項第6号の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の5</u>とし、同項第7号の人事委員会規則で定める割合は100分の3とし、読替え後の条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は<u>100分の15.5</u>とする。</p>

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地域手当に関する規則附則第2項の規定は、平成27年 4月 1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1169

平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を次のように定める。

平成28年 3月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則**

（定義）

**第 1 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項に規定する特定職員であり、かつ、平成27年 4月 1日前に55歳に達した者であって、平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されるものをいう。

- (2) 施行日 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第1号。以下「平成27年勧告改正条例」という。）の施行の日をいう。
  - (3) 職員給与条例 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）をいう。
  - (4) 教育職員給与条例 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）をいう。
  - (5) 改正後の職員給与条例等 平成27年勧告改正条例第1条の規定による改正後の職員給与条例及び平成27年勧告改正条例第3条の規定による改正後の教育職員給与条例をいう。
  - (6) 改正前の職員給与条例等 平成27年勧告改正条例第1条の規定による改正前の職員給与条例及び平成27年勧告改正条例第3条の規定による改正前の教育職員給与条例をいう。
- （経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

**第2条** 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の職員給与条例等の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の職員給与条例等の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与条例等の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 教職調整額
- (3) 地域手当
- (4) 特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) へき地手当
- (7) へき地手当に準ずる手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 休日給
- (10) 夜勤手当
- (11) 定時制通信教育手当
- (12) 農林漁業普及指導手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当

**第3条** 経過措置額支給特定職員（人事委員会の定める職員を除く。）に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る職員給与条例第12条、教育職員給与条例第13条その他の条例の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。以下「職員給与条例第12条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の特例）

**第4条** 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1158）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第8項又は第9項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

**第5条** 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の職員給与条例等の規定による給料月額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の職員給与条例等の規定による給料月額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する職員給与条例第12条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料については、適用しない。

（雑則）

**第6条** この規則に定めるもののほか、平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。